

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況①

子どもの生活環境を含む公共施設等は、福島県内、県外ともに約8割以上の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいている。その他、住宅、農地・牧草地、道路の除染についても、福島県内、県外とも既に約6割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られており、計画した除染が終了した市町村も見られるところ。

平成26年3月末時点

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：

(当初)104市町村 → (現在)100市町村

指定要件を満たさなくなれば、指定を解除することができる。
これまでに線量低下などの理由で4市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み： 94市町村

(当面策定予定の市町村全て)

○計画に基づく除染等の措置完了を公表： 7市町村

(引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置実施中： 87市町村

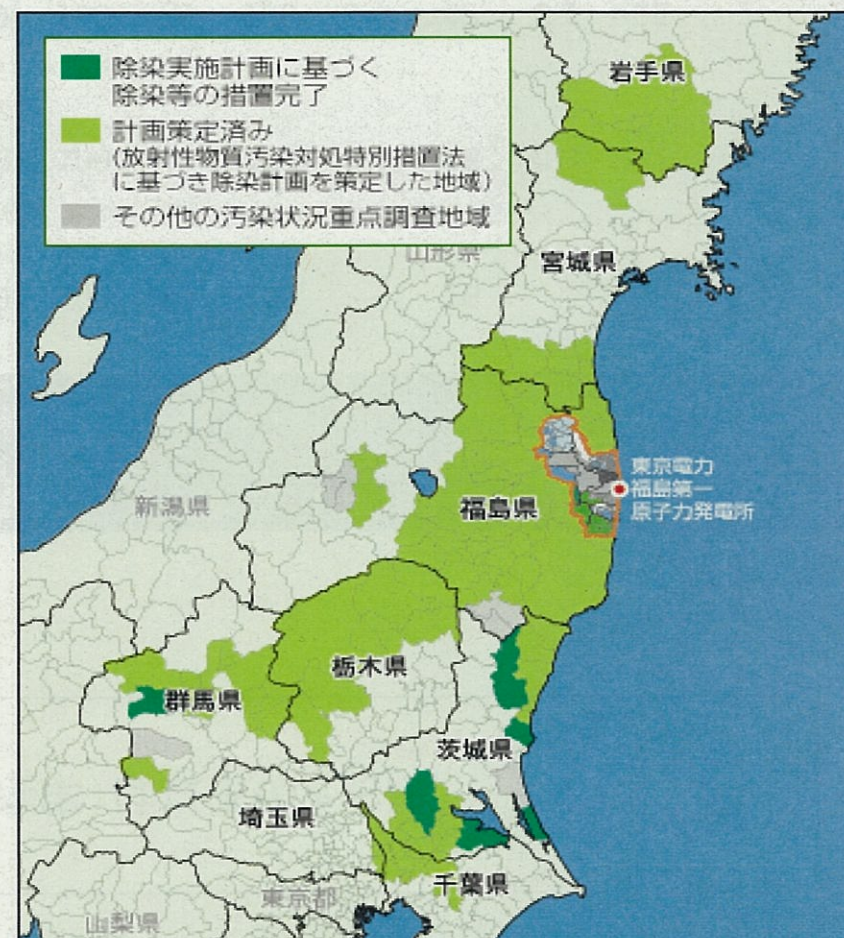
各市町村の除染実施計画は、福島県内は27～28年度、それ以外は24～25年度を計画期間の終了時期とする市町村が多い

○福島県内における進捗状況(H25年度末までの計画)

公共施設等：約8割 住宅：約4割 道路：約3割

福島県外における進捗状況

学校・保育園等：ほぼ終了 住宅：約6割 道路：約9割



汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

除染実施計画策定予定の94市町村全てにおいて、
除染実施計画を策定し、除染を実施（平成26年3月時点）。

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面 策定予定なし
		除染作業中	除染措置完了	
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町)		
宮城県	8	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町 (8市町)		
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村 (36市町村)		三島町、 矢祭町、 塙町、 柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市、東海村、阿見町、利根町 (13市町村)	常陸太田市、ひたちなか市、つくば市、鹿嶋市、稲敷市、美浦村	鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町)		
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、川場村 (8市町村)	東吾妻町	安中市
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (9市)		
計	100	87	7	6

平成24年12月27日に指定を解除した地域 福島県昭和村、群馬県片品村、みなかみ町（3町村）

平成25年6月25日に指定を解除した地域 宮城県石巻市（1市）

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況③

福島県内 (平成26年2月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約9割	約8割
住宅	約7割	約4割
道路	約7割	約3割
農地・牧草地	約8割	約7割
森林(生活圏)	約4割	約2割

注: 福島県が行った調査結果を基に作成。

: 計画数は平成25年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性もある。

福島県外 (平成25年12月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	約6割	約6割
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	約9割	約7割
森林(生活圏)	約5割	約1割

注: 予定数は平成25年12月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の設置が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する予定

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)



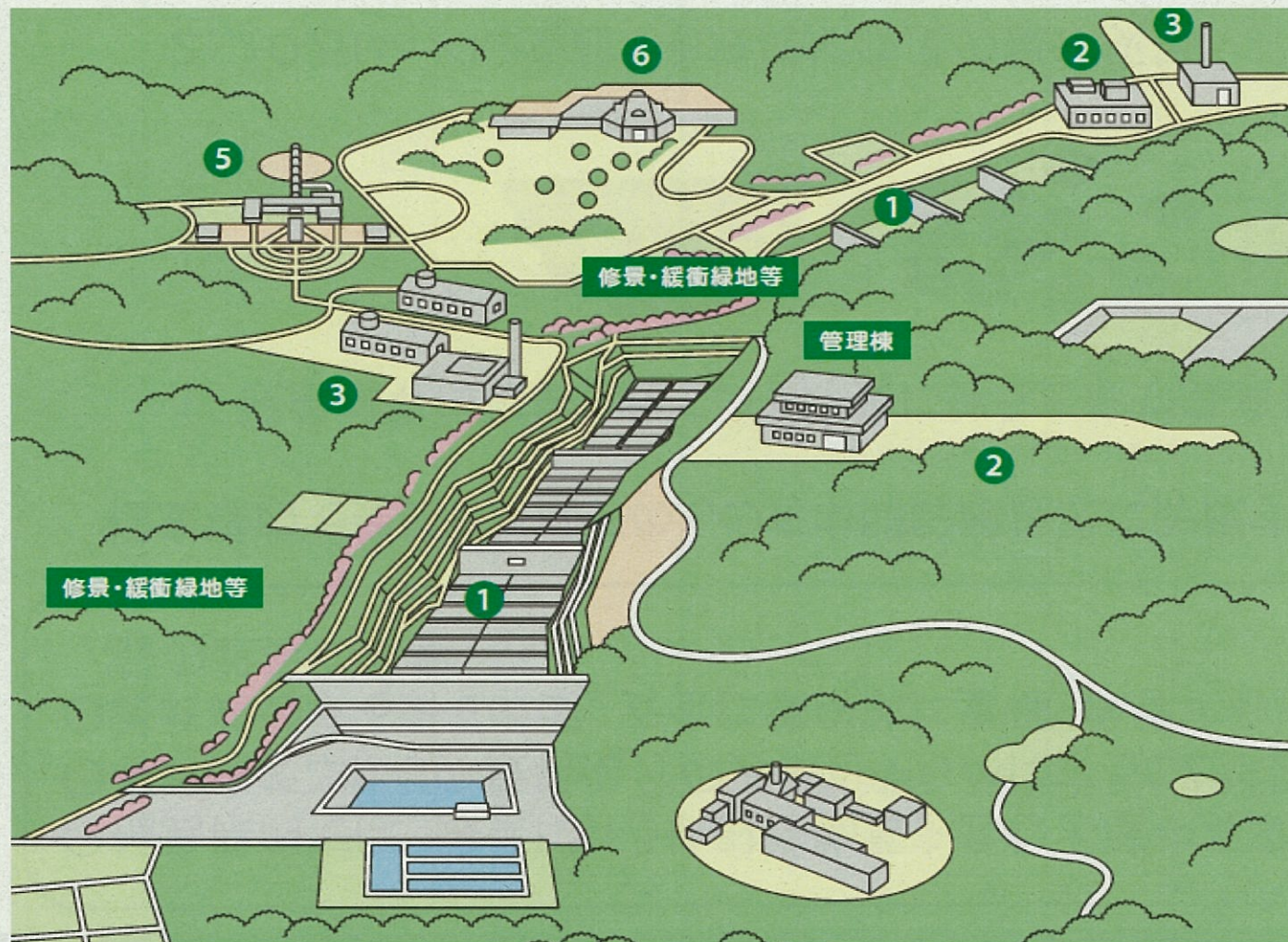
2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する予定

注) 10万Bq/kg以下の放射能濃度の焼却灰等は、富岡町の民間管理型処分場(フクシマエコテック)において最終処分する方針

中間貯蔵施設のイメージ

○中間貯蔵施設は、様々な機能をもつ施設で構成する予定。



- ①貯蔵施設
- ②受入・分別施設
- ③減容化施設
- ④常時モニタリング施設
- ⑤研究等施設
- ⑥情報公開センター

中間貯蔵施設の大きさ(想定)

施設全体の容量 約1,500万～約2,800万 m^3 東京ドーム (約24万 m^3) の約12～23倍

中間貯蔵施設に係る経緯①

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年 3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楢葉町)に分散設置する考え方を説明し、検討を要請

平成24年 8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明し、検討を要請

平成24年11月 福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から、地元への丁寧な説明等を条件として、調査の受入表明

中間貯蔵施設に係る経緯②

- 平成25年 4月 現地踏査開始(楢葉町、大熊町)
- 平成25年 5月 ボーリング調査開始(大熊町)
- 平成25年 7月 ボーリング調査開始(楢葉町)
- 平成25年6～9月 安全対策検討会、環境保全対策検討会
における検討
- 平成25年10月 現地踏査、ボーリング調査開始(双葉町)
- 平成25年12月 福島県及び双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町に
中間貯蔵施設等の受入を要請
- 平成25年12月～ 輸送検討会における検討開始
- 平成26年2月 福島県知事から国に対して、中間貯蔵施設
の大熊・双葉両町への施設の集約等を求める
見直し案の申入れ
- 平成26年3月 申入れに対して、2町に集約すること等を回答

3月の申入れ回答後に、3町から2町に集約した配置候補地

凡例

- 除染特別地域・汚染状況重点調査地域
- 福島第一・第二原子力発電所
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域
- 3/27に回答した中間貯蔵施設の設置候補地
- フクシマエコテッククリーンセンター



※赤線部分が配置候補地

